

## 骨髄移植後等のワクチン再接種費用助成について

骨髄移植等の医療行為により、すでに接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された人に対し、感染症予防および経済的負担の軽減のため、ワクチン再接種費用を助成します。

### 【対象者】

次のいずれにも該当する人

- ①再接種を受ける日において、伊勢崎市に住民登録がある20歳未満の人
- ②骨髄移植等により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されている人

### 【対象となる予防接種】

次のいずれにも該当するもの

- ①予防接種法で定期予防接種に位置付けられている予防接種のうち、過去に定期接種として接種済みの予防接種

※四種混合は製造が終了しているため五種混合へ切り替える

- ②使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること
- ③20歳に達するまでの間に実施する予防接種

※ただし、五種混合は15歳未満、BCGは4歳未満、ヒブは10歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満の接種

### 【接種場所】

指定医療機関（裏面参照）または骨髄移植等実施医療機関

### 【助成金額】

再接種費用（伊勢崎市と伊勢崎佐波医師会の契約額が上限です）

### 【助成の受け方】

- ①予防接種を受ける前に、健康づくり課へお問い合わせください。
- ②健康づくり課から「骨髄移植後等のワクチン再接種費用助成金交付申請書」をお渡ししますので、必要事項を記入してください。「骨髄移植後等のワクチン再接種理由書」は、主治医に記入してもらってください。
- ③必要事項を記入した「骨髄移植後等のワクチン再接種費用助成金交付申請書」と、母子健康手帳の予防接種記録欄（または、骨髄移植等の医療行為を受ける以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）の写し及び「骨髄移植後等のワクチン再接種理由書」を健康づくり課に提出してください。
- ④健康づくり課で書類を受理後、「骨髄移植後等のワクチン再接種費用助成金交付・不交付決定通知書」を交付します。交付決定された場合は、「骨髄移植後等のワクチン再接種依頼書」と予診票を交付します。
- ⑤交付された「骨髄移植後等のワクチン再接種依頼書」と予診票、母子健康手帳を医療機関に提出し、再接種を受けてください。
- ⑥指定医療機関以外で接種した人は、助成金の申請に健康づくり課へお越しください。



くわまる

# 令和8年度 骨髄移植後等のワクチン再接種 指定医療機関一覧表

(令和8年4月現在)

地区	医療機関名	住所	電話番号(市外局番0270)
北	さとう内科クリニック	乾町233-1	61-8139
	山田内科クリニック	大手町24-8	23-6666
茂呂	きたはらクリニック	美茂呂町3737	30-3288
	たんぽぽ小児科	今泉町一丁目1213	21-3636
	Neoこどもクリニック	茂呂町二丁目2869	21-1113
三郷	佐藤小児科医院	太田町1083-5	24-7111
宮郷	伊勢崎市民病院(※小児科通院患者のみ)	連取本町12-1	25-5022
名和	山崎整形外科内科医院	堀口町106-1	32-3411
豊受	あおきクリニック	馬見塚町1162-1	31-2262
	久保医院	大正寺町111-1	32-0258
赤堀	茂木医院	野町72	62-0187
あずま	坂口こども診療所	東町2768-1	63-2500
境	正田医院	境389-1	74-0027



くわまる

<問い合わせ>

伊勢崎市健康推進部健康づくり課

電話：0270-27-2746